



議長の目^{アイ}ランド



〇〇〇新島村議会の「ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」〇〇〇

“海岸付近に放置されたままの犬の糞”、“道路に散乱するたばこの吸い殻”
“海岸や平成新島トンネル内にポイ捨てされた空き缶”このような観光地とは思えないマナーの悪い一部の住民や観光客。

これらの現状を見て、平成24年新島村議会の総務常任委員会は「地域の環境衛生及び美化に務め、清潔で安心安全な生活環境を確保すること」を目標に「新島村ポイ捨て禁止条例」の作成に取り掛かった。

議会が条例を議案提出するのは初めてと言うこともあって、条例案を作成するのに2年間をついやしたが、「新島村ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」を3月定例会議会でようやく可決成立した。

この条例は第1条から第17条までで構成され「村民の責務」「事業者の責務」「所有者の責務」「喫煙者の責務」「飼い主の責務」「村の責務」等を明らかにし、協力をお願いしている。ポイ捨ての禁止については容器入り飲み物の販売業者に、「販売する場所に回収容器を設置し、適正な管理」を義務付している。

特に喫煙については「公道上で歩きながらの喫煙を禁止し、公道上で停止して喫煙する場合は、吸い殻入れを携行するか又は吸い殻入れを設置してある場所のみ」とするなど環境を重視した条例となっている。

今後は罰則規定等詳細な施行規則を村にお願いし、年度内に施行ができるよう勧めていきますが、美しい自然景観を保全し、観光地として清潔で安心安全な新島村の創出に議会は村と一緒に努力してまいりますので、住民の皆様方のご協力をお願いいたします。

詳細については「村の広報」や「議会だより」等でお知らせいたしますのでご覧ください。

